

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 12 日

地方厚生（支）局保険年金（企業年金）課長 殿

厚生労働省年金局

企業年金国民年金基金課長

災害等による確定拠出年金に係る掛金の納付の特例及び本特例の平成 28 年熊本地震にて  
被災された企業型確定拠出年金の事業主等への適用について

平成 28 年 4 月 27 日の事務連絡でお知らせしたとおり、本日、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令（平成 28 年厚生労働省令第 98 号）等が公布されましたので、貴管内企業型確定拠出年金を実施する事業主への周知方よろしくお願いいたします。

内容については、別添をご参照ください。

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

- 〔府 令〕
  - 成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則(内閣府四一)
  - 〔省 令〕
    - 確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働九八)
  - 〔告 示〕
    - 内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(内閣府一六六)
    - 内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件の一部を改正する件(同一六七)
    - 特定国外派遣組織を指定する件(総務二〇六)
    - 国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件(同一〇七)
- 日本国に帰化を許可する件(法務二二七)
- 熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例(厚生労働二二二)
- 保安林の指定をする件(農林水産一一八二〇一―一九三)
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三條第一項の規定に基づき、平成二十八年熊本地震による災害に伴う経済産業省関係特定権利利益に係る満了日の延長に関する措置を行う件(経済産業一四八)
- 電気事業法の規定に基づく主任技術者の資格等に関する省令第六條第三項及び第七條の二の指定する者を定める件(同一四九)
- 平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件(国土交通七三四)
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三條第一項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(同七三五)
- 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三條第一項の規定に基づき、同条第一項の規定による延長の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件(觀光庁二)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(防衛一一二〇一―一五)
- 海上における水上標的に対する射撃訓練を実施する件(同一一六、一一七)

- 土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件(関東地方整備局二〇七)
- 道路に関する件(中部地方整備局七九)
- 〔国会事項〕
- 〔人事異動〕
- 〔皇室事項〕
- 〔公告〕
  - 諸事項
- 〔官庁〕
  - 財団、建設業の許可の取消処分関係裁判所
  - 相続、公示催告、失踪、破産、特別清算、再生関係
  - 特殊法人等
  - 防衛省共済組合定款の一部変更関係会社その他

## 府 令

○内閣府令第四十一号  
成年後見制度利用促進委員会令(平成二十八年政令第二百十六号)第二條第二項の規定に基づき、成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則を次のように定める。  
平成二十八年五月十二日  
内閣総理大臣 安倍 晋三

成年後見制度利用促進委員会事務局組織規則  
則

〔参事官〕  
第一條 成年後見制度利用促進委員会事務局(次条において「事務局」という。)に、参事官二人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)を置く。  
2 参事官は、命を受けて、局務を分掌し、又は局務に関する重要事項の調査審議に参画する。  
(企画官)

第二條 事務局に、企画官一人(関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする)を置く。  
2 企画官は、命を受けて、局務のうち特定事項の調査、企画及び立案を行う。  
附則

この府令は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

## 省 令

○厚生労働省令第九十八号  
確定拠出年金法(平成十三年法律第八十八号)第百十六條の規定に基づき、確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。  
平成二十八年五月十二日  
厚生労働大臣 塩崎 恭久

確定拠出年金法施行規則の一部を改正する省令

確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第七十五号)の一部を次のように改正する。  
目次中「第十七條」を「第十六條の二」第十七條の二」に改める。

第一章第三節第十七条の前の下一条を加える。

第十六条の二 災害その他やむを得ない理由により事業主が法第二十一条第一項の規定により翌月末日までに資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する事業主掛金(同日までに納付されないものに限る。以下「新規則」という。)

2 災害その他やむを得ない理由により企業型年金加入者掛金を提出する企業型年金加入者が法第二十一条第二項の規定により翌月末日までに事業主を介して資産管理機関に納付することが困難であるものとして厚生労働大臣が指定する企業型年金加入者掛金(同日までに納付されないものに限る。以下「新規則」という。)

1 この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則(以下「新規則」という。)

この省令は、公布の日から施行する。 2 この省令による改正後の確定拠出年金法施行規則(以下「新規則」という。)

告示

内閣府告示第百六十六号

行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年法律第四十二号)第十七条及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成十二年政令第四十一号)第十五条第一項の規定に基づき、平成十六年内閣府告示第百十七号(内閣府本府の保有する行政文書の開示に係る権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十二日 内閣総理大臣 安倍 晋三

別表食品安全委員会事務局の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進委員会事務局長

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

内閣府告示第百六十七号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成十五年法律第五十八号)第四十六条及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令(平成十五年政令第五百四十八号)第二十条第二項の規定に基づき、平成十七年内閣府告示第三十一号(内閣総理大臣の所掌に係る行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第四章第一節から第三節までに定める権限又は事務の一部について委任した件)の一部を次のように改正する。

平成二十八年五月十二日 内閣総理大臣 安倍 晋三 別表食品安全委員会事務局の項の次に次のように加える。

成年後見制度利用促進委員会事務局 成年後見制度利用促進委員会事務局長

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

公務員法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のおり特定国外派遣組織を指定する。この告示は、平成二十八年五月十二日

- 公務員法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のおり特定国外派遣組織を指定する。この告示は、平成二十八年五月十二日
総務大臣 山本 早苗
平成二十八年五月十三日
参加部課との実動訓練
二 国外派遣期間
平成二十八年五月十三日から平成二十八年六月四日まで
三 派遣人数(概数)
五十五人程度
四 派遣地域
オーストラリア連邦クイーンズランド州

公務員法施行令第二十七号

国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律(昭和六十三年法律第九十号)第三条第一項の規定により、衆議院議長の要請があったので、同項の規定に基づき、次の地域を政務事務所周辺地域として指定する。

Table with 3 columns: Name, Address, and Date. Lists designated areas for the National Diet Building and other government offices.

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

この告示は、成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成二十八年法律第二十九号)の施行の日(平成二十八年五月十三日)から施行する。

- 公務員法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のおり特定国外派遣組織を指定する。この告示は、平成二十八年五月十二日
総務大臣 山本 早苗
平成二十八年五月十三日
参加部課との実動訓練
二 国外派遣期間
平成二十八年五月十三日から平成二十八年六月四日まで
三 派遣人数(概数)
五十五人程度
四 派遣地域
オーストラリア連邦クイーンズランド州

神戸市灘区城の下の通3丁目8番25号

住戸 神戸市灘区城の下の通3丁目8番25号
黄華美 昭和40年10月2日生
陳慶人 平成4年8月15日生
住戸 神戸市灘区城の下の通3丁目193番地30
朱玉叶 昭和42年11月11日生
徐明浩 平成4年10月27日生
大坂市港区弁天3丁目17番1-904号
住戸 金井 昭和59年2月24日生
住戸 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木1528番地1
ジルバニア・デ・オリベイトラ・ヌスキ 昭和48年5月19日生
フルーノ・エンリケ・ヌスキ 平成3年1月28日生
イザベラ・デ・オリベイトラ・ヌスキ 平成5年12月22日生
ルイス・グスタボ・ヌスキ 平成8年11月10日生

住戸 福岡県宗像市土岐4丁目10番3-D号
權正徳 平成元年2月5日生
住戸 福岡市博多区上牟田3丁目2番12-114号
金廣子 昭和28年2月11日生
住戸 東京都港区芝浦4丁目20番2-2401号
エリザン・イグネシナス・ジョー・スタンフォード 平成26年7月10日生
住戸 熊本市北区第3丁目1番5-514号
ジャナス・トルゲネス・イケン 平成3年2月19日生
住戸 北九州市八幡西区浅川学園台3丁目12番4号
李影 昭和55年4月16日生
住戸 新潟市東区長者町16番6号
李相吾 昭和31年10月8日生
住戸 沖縄県那覇市松川3丁目15番54号
金洋美 昭和51年10月14日生
住戸 横浜市中区山下町58番地
吳京錫 昭和61年5月9日生
住戸 横浜市鶴見区駒岡4丁目1番34号
成榮元 昭和28年2月1日生
安祥子 昭和29年3月22日生
成京子 昭和56年9月22日生
住戸 横浜市青葉区美しが丘2丁目10番地3
カルロス・フドリアン・ガリタ・ハラジョス 昭和41年6月25日生

- 住戸 神戸市灘区城の下の通3丁目8番25号
黄華美 昭和40年10月2日生
陳慶人 平成4年8月15日生
住戸 神戸市灘区城の下の通3丁目193番地30
朱玉叶 昭和42年11月11日生
徐明浩 平成4年10月27日生
大坂市港区弁天3丁目17番1-904号
住戸 金井 昭和59年2月24日生
住戸 群馬県邑楽郡大泉町大字寄木1528番地1
ジルバニア・デ・オリベイトラ・ヌスキ 昭和48年5月19日生
フルーノ・エンリケ・ヌスキ 平成3年1月28日生
イザベラ・デ・オリベイトラ・ヌスキ 平成5年12月22日生
ルイス・グスタボ・ヌスキ 平成8年11月10日生
住戸 福岡県宗像市土岐4丁目10番3-D号
權正徳 平成元年2月5日生
住戸 福岡市博多区上牟田3丁目2番12-114号
金廣子 昭和28年2月11日生
住戸 東京都港区芝浦4丁目20番2-2401号
エリザン・イグネシナス・ジョー・スタンフォード 平成26年7月10日生
住戸 熊本市北区第3丁目1番5-514号
ジャナス・トルゲネス・イケン 平成3年2月19日生
住戸 北九州市八幡西区浅川学園台3丁目12番4号
李影 昭和55年4月16日生
住戸 新潟市東区長者町16番6号
李相吾 昭和31年10月8日生
住戸 沖縄県那覇市松川3丁目15番54号
金洋美 昭和51年10月14日生
住戸 横浜市中区山下町58番地
吳京錫 昭和61年5月9日生
住戸 横浜市鶴見区駒岡4丁目1番34号
成榮元 昭和28年2月1日生
安祥子 昭和29年3月22日生
成京子 昭和56年9月22日生
住戸 横浜市青葉区美しが丘2丁目10番地3
カルロス・フドリアン・ガリタ・ハラジョス 昭和41年6月25日生

- 住所 東京都青森市富岡1丁目60番地4  
孫立傑 昭和54年12月24日生
- 住所 福島市太平寺字樋田40番地  
シンド・フェルナンデス・オオシロ 平成3年2月20日生
- 住所 茨城県日立市鹿島町1丁目19番10-1301号  
陳金芳 昭和54年12月10日生
- 住所 東京都町田市鶴間1013番地10  
林愛基 昭和33年12月19日生
- 住所 神戸市中央区再渡筋町4番7号  
倉秀樹 昭和58年4月23日生
- 住所 東京都品川区旗の台4丁目2番5号  
金明子 昭和50年12月30日生
- 住所 福岡市西区築台浜1丁目8番13号  
柳承福 昭和55年1月1日生
- 住所 埼玉県川口市三ツ和1丁目5番地23  
何小亭 昭和60年9月14日生
- 住所 さいたま市中央区円阿弥5丁目8番51-F  
213号  
金山姫 昭和53年12月5日生
- 住所 東京都江東区豊洲4丁目11番24-102号  
江波恵 昭和50年5月29日生
- 住所 東京都板橋区赤塚2丁目28番8号  
ミホ・アケイラ・オザワ 平成5年5月14日生
- 住所 岐阜県多治見市小名田町7丁目20番地16  
李鑫 平成5年10月2日生
- 住所 長野県大町市大町5734番地4  
紀結 昭和61年6月28日生
- 住所 三重県四日市市富田1丁目24番43-902号  
ユリ・ザイエイラ・ワタナベ 昭和61年8月11日生
- 住所 横浜市港北区新横浜1丁目28番地14  
王晨 平成4年6月5日生
- 住所 横浜市西区みなとみらい4丁目9番2-1D  
1805号  
藤宮剛 昭和37年7月20日生
- 住所 東京都足立区江北1丁目16番5-501号  
ボエラ・ラズ・パンタ 昭和43年2月7日生
- 住所 川崎市幸区下平間1番地2  
藤敏 昭和47年11月3日生
- 住所 東京都日野市大坂上4丁目15番地1  
余正希 平成元年9月28日生

- 住所 福岡市早良区有田町地5番201号  
陳麗芳 昭和48年12月19日生
- 住所 愛知県豊橋市佐藤5丁目24番地5  
ミジエ・ナルミ・ハナシロ 平成7年4月11日生
- 住所 愛知県豊川市松久町2丁目10番地  
エドワルド・ジャヤール・オルモス・タバ  
成5年10月11日生
- 住所 山梨県富士吉田市新屋705番地1  
李治民 昭和56年10月28日生
- 住所 東京都新宿区上落合3丁目20番8号  
鄭鍾得 昭和62年9月25日生
- 住所 静岡県富士市宮島837番地7  
デリア・フリタ・アルケザ・ナカマ 昭和41年11月1日生
- 住所 茨城県中區新津町674番地1  
全順子 昭和42年10月5日生
- 住所 東京都豊島区上池袋4丁目10番8号  
岡青蘭 昭和55年4月18日生
- 住所 東京都八王子市南大沢4丁目10番地  
陳秀 昭和53年12月7日生
- 住所 広島市西区榊木1丁目11番17-311号  
梅晴雪 平成2年2月5日生
- 住所 岐阜県美濃加茂市前平町2丁目94番地10  
ジュロニモ・ハルミ・キタハラ 昭和39年5月20日生
- 住所 ルソア・ナ・ヂ・オリベイラ・キタハラ  
53年4月8日生
- 住所 ルア・ナ・サユリ・ヂ・オリベイラ・キタハラ  
平成13年11月4日生
- 住所 群馬県太田市岩松町673番地3  
バトリシア・ユリ・ヒガ 平成7年4月5日生
- 住所 群馬県太田市由良町875番地10  
フェルナンダ・リカ・マツダ 昭和61年10月17日生
- 住所 福島県二本松市西光内99番地  
ホシサバツク・サイトウ 平成9年8月18日生
- 住所 福岡県久留米市善導寺町与田54番地  
范登鏡 昭和42年4月6日生
- 住所 静岡県浜松市東区川尻1411番地7  
カーズイケル・イカルゴ・レオナルド 昭和52年1月13日生
- 住所 クレメンテ・ヒラゴ・レオナルド 昭和51年6月18日生
- 住所 ジョセフ・イヌワエル・ヒラゴ・レオナルド  
平成14年5月12日生

- 住所 愛知県豊橋市東幸町字東明8番地7  
デルシオ・ヒグチ・ヒゴニ 昭和48年7月5日生
- 住所 東京都港区芝浦4丁目7番5-809号  
曾詩賢 昭和54年7月24日生
- 住所 東京都中野区南台3丁目6番22-206号  
唐志强 昭和55年12月18日生
- 住所 さいたま市北区宮原町2丁目119番地3  
李大鵬 昭和52年3月25日生
- 厚生労働大臣 塩崎 恭久  
確定拠出年金法施行規則(平成十三年厚生労働省令第百七十五号)第十六条の二第一項及び第二項の規定に基づき、熊本県における事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の納付の特例を次のように定める。
- 平成二十八年五月十二日

- 農林水産省告示第百八十一号  
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 平成二十八年五月十二日
- 農林水産大臣 森山 裕
- 一 保安林の所在場所 福井県大野市上大納三八字藤倉一五〇一・一五〇二(以上二筆にわたる)の図に示す部分に限る。
- 二 指定の目的 土砂の流出の防備
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法  
1 主伐は、択伐による。
- 2 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(1) 立木の伐採の限度、次のとおりとする。  
(2) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び大野市役所に備え置いて縦覧に供する。
- (二) 農林水産省告示第百八十三号  
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。
- 平成二十八年五月十二日
- 農林水産大臣 森山 裕
- 一 保安林の所在場所 福井県今立郡池田町清水谷八六字小山平谷一五から一八まで
- 二 指定の目的 水源の涵養
- 三 指定実施要件
- (一) 立木の伐採の方法  
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 2 八六字小山平谷一五・一八(以上二筆にわたる)の図に示す部分に限る。
- 3 その他の森林については、主伐に係る伐採を定めな。
- 4 主伐として伐採をすることができない立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 5 間伐に係る森林は、次のとおりとする。  
(1) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種、次のとおりとする。  
(2) 「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福井県庁及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。



## 災害等による確定拠出年金の掛金納付特例の創設について

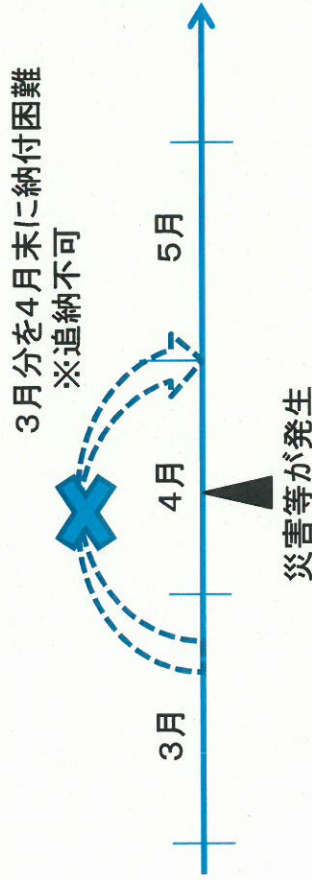
### <概要>

確定拠出年金(以下「DC」という。)について災害等による掛金納付特例を省令で措置し、平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に適用する。(東日本大震災時は通知で個別に対応したが、一般の熊本地震を契機として、災害等における一般ルールとして制度化する。)

### <現行>

(現行の規定)

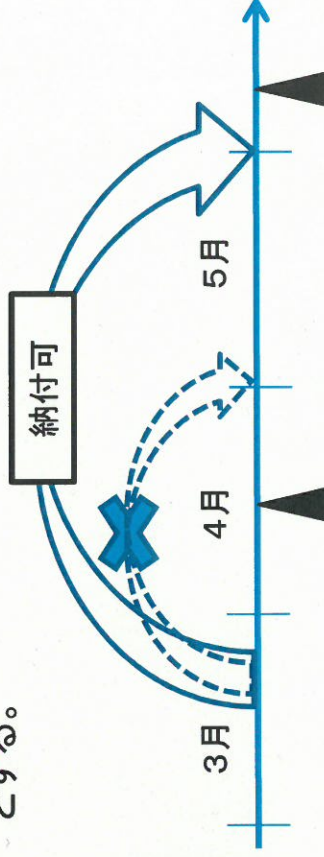
- 毎月の掛金を翌月末までに納付。



### <改正後>

(省令による措置内容)

- 災害等により翌月末までの納付が困難な掛金については、厚生労働大臣が定める日までに納付可能とする。



(課題)

- 3月分掛金を4月に納付できない事態が発生。
- 現行では納付期限後に追納することができない。

※ 5月12日施行(4月納付分に遡り適用)

(告示による措置内容)

- 平成28年熊本地震にて被災された企業型DC実施事業所の事業主等に対して本特例を適用。
- 本特例による納付期限は、災害の復旧状況等を踏まえ告示で別途定める。